

貸借対照表

令和5年3月31日

(単位：円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,704,331,480	3,897,129,294	△192,797,814
有形固定資産	3,516,304,718	3,704,394,728	△188,090,010
土地	1,303,417,162	1,303,417,162	0
建物	1,966,406,214	2,111,702,859	△145,296,645
構築物	38,172,365	40,750,912	△2,578,547
教育研究用機器備品	152,574,692	189,242,763	△36,668,071
管理用機器備品	9,114,243	13,119,716	△4,005,473
図書	46,620,040	46,161,314	458,726
車両	2	2	0
特定資産	183,053,772	186,440,608	△3,386,836
奨学金引当特定資産	183,053,772	186,440,608	△3,386,836
その他の固定資産	4,972,990	6,293,958	△1,320,968
ソフトウェア	2,762,192	4,083,292	△1,321,100
電話加入金	231,868	231,868	0
保険積立金	1,772,930	1,772,798	132
出資金	10,000	10,000	0
敷金	196,000	196,000	0
流動資産	4,201,123,173	4,034,752,239	166,370,934
現金預金	4,180,649,922	4,022,685,057	157,964,865
未収入金	12,333,797	6,585,438	5,748,359
前払金	8,119,454	5,463,684	2,655,770
仮払金	0	18,060	△18,060
預け金	20,000	0	20,000
資産の部合計	7,905,454,653	7,931,881,533	△26,426,880

負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		33,480,227	31,029,477	2,450,750
長期未払金		2,487,183	2,487,183	0
長期預り金		28,058,294	26,358,294	1,700,000
退職給与引当金		2,934,750	2,184,000	750,750
流動負債		549,297,461	524,991,901	24,305,560
未払金		15,583,450	7,819,470	7,763,980
前受金		528,854,014	512,248,311	16,605,703
預り金		4,859,997	4,924,120	△64,123
負債の部合計		582,777,688	556,021,378	26,756,310
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
基本金		6,057,736,226	6,112,037,677	△54,301,451
第1号基本金		5,999,736,226	6,054,037,677	△54,301,451
第4号基本金		58,000,000	58,000,000	0
繰越収支差額		1,264,940,739	1,263,822,478	1,118,261
翌年度繰越収支差額		1,264,940,739	1,263,822,478	1,118,261
純資産の部合計		7,322,676,965	7,375,860,155	△53,183,190
負債及び純資産の部合計		7,905,454,653	7,931,881,533	△26,426,880

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能額を計上している。

退職給与引当金

期末要支給額14,252,000円から岡山県私学振興財団よりの交付金相当額を控除した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

(3) 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金、仮受金、預け金、仮払金に係る収入と支出は、相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はない。

3. 減価償却額の累計額の合計額

2,480,437,448 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当事項はない。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0 円

7. 当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当事項はない。